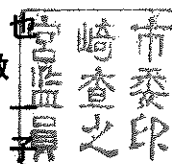




宮監公表第 51 号  
平成 31 年 3 月 25 日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

梶谷 欣也  
荒木 敏  
星山 健  
近藤 慶



### 定期監査措置状況の公表について

平成 30 年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
・健康管理部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

(報告様式1)

## 平成30年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成30年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：健康管理部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(保健医療課)</p> <p>①平成29年度及び平成30年度の旅行命令について、次のような不備があった。</p> <p>ア. 部長及び次長級(保健所長)の旅行命令について、宮崎市旅費支給条例により「旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼によって行なわなければならない。」と規定されており、副市長の専決であるにもかかわらず、部長決裁とし、旅行命令権者でないものが行っていた。</p> <p>部長の旅行命令 平成29年度：1件 保健所長の旅行命令 平成29年度：18件中9件、平成30年度：8件中5件</p> <p>イ. 旅費(平成30年7月5日～7月6日、和歌山市)に係る日当について、豪雨による公共交通機関運休のため延泊した7月6日分は、全額(2,600円)を支給すべきところ、移動がなかったとして2分の1に相当する額(1,300円)を支給していた。</p> <p>②平成29年度及び平成30年度の行政財産目的外使用について、次のような不備があった。</p> <p>ア. 宮崎市保健所内に設置された自動販売機に係る行政財産目的外使用許可(申請者：非営利団体)について、申請と異なる機種が設置されているにもかかわらず確認することなく許可し、申請書に記載された面積で使用料を徴収していた。</p>	<p>指摘のあった旅行命令書の決裁については、今後、法令等に則り、適正な事務遂行に努める。</p> <p>平成31年2月13日に変更旅行命令を行い、不足する1,300円の支給を行った。</p> <p>今後は、法令等に則り、関係課とも協議しながら、適正な事務遂行に努める。</p> <p>平成27年3月23日に機種の入替えを行ったことが確認できた。使用料の再計算を行い、平成30年度中に不足する額の納付を依頼する。</p>

イ. 宮崎市保健所内に設置された地中開閉器塔1基、ガードパイプ（I型）L=900、L=1300に係る行政財産目的外使用許可について、占有面積が1㎡未満の端数があるときは1㎡とすることから2㎡で計算すべきところ、1.98㎡で計算していたため、使用料に24円の不足が生じていた。

【正】2㎡ ×1,200円=2,400円

【誤】1.98㎡×1,200円=2,376円

③平成30年度複写機リース（1階医療安全係側）（設計額：7,957,440円）に係る執行伺書について、執行決定は部長の専決であるにもかかわらず、次長（保健所長）決裁としていた。

#### （医療介護連携課）

①平成30年度高岡福祉保健センターエレベーター保守点検業務委託（執行伺額：560,000円）に係る予定価格書について、予定価格書の入札日時は訂正したものの、封筒は訂正されておらず、異なる入札日時が記載されており、整合性がなかった。

予定価格書の入札日時

【訂正前】平成30年3月23日

【訂正後】平成30年3月26日

封筒の入札日時 平成30年3月23日

②平成30年度の高岡福祉保健センター（穆園館）使用に係る事務処理について、高岡中央保育園の大研修室使用（平成30年9月4日、使用時間8:30～12:00）に係る使用料について、条例の規定（使用料2,060円＋冷暖房使用料1,680円）により3,740円を徴収すべきところ、誤って3,760円を徴収していた。

#### （保健衛生課）

①都市公園内にあるみやざき動物愛護センターに設置されている自動販売機（許可日：平成30年3月30日、設置期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日）について、電気料を毎月徴収すべきところ、実査日（12月6日）まで徴収されていなかった。

使用料の再計算を行い、相手方に過去5年間及び平成30年度分の不足分を平成30年度中に納入いただく予定である。

今後は、使用料の算出の際には、法令等に則り、適正な事務処理を行う。

今後は、法令等に則り、適正な事務遂行に努める。

今後は、法令等に則り、適正な事務遂行に努める。

指摘のあった使用料の過徴収分については、平成30年12月27日に相手方への返金処理を行った。

今後同様のことがないように、使用料の算出に際しては決裁時に根拠書類を添付しチェックを徹底することとした。

請求時期を過ぎている平成30年4月～平成30年12月分については事業所に請求中であり、以降は毎月請求する。

②みやざき動物愛護センター（建物）の公有財産台帳について、動物愛護施設の財産、管理運営等に関する協定書において「センター及び共用備品等は、県及び市の共有とし、その持分の割合は、それぞれ2分の1とする」としているにもかかわらず、全体の床面積が記載され、備考欄等に持分の記載がなかった。

公有財産台帳の面積及び価格について市持分の数値に修正し、特記事項及び備考に持分に係る説明を追加した。

平成31年2月25日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

